

設置の能力を認むること、し、學區の制度を全廢するの用意がなくてはならぬ。蓋し學區の存置は教育上大の弊害を醸しつゝ、あるのは明かなる事實であつて、教育事務本來の性質から見ても、市町村を以て最下級の自治團體とする市制町村制の精神から考へても、經濟上又は經營上から言うても、將た教育上の利害から察しても、速かに之を撤廢すべきである。若し夫れ之を存立せんか、教員は區民から雇人視せらるゝと同時に、有力者と教員と相結託するの弊を生じ、眞の教育の行はれぬのは、其の事例の多きに苦む程である。尋常小學校の修業年限即ち義務教育年限は、現在の六箇年では、到底小學校の本旨即ち國民としての基礎教育を授くることが出來ない。故に之を八箇年に延長せねばならぬ。元來小學校の修業年限を八箇年とすることは、小學制度創始以來の原則であつて、唯民度國情の之を許さざるものありしが爲に、八箇年の課程を尋常高等の二となし、高等の部分を義務とすることを避け來つたのである。夫故に苟くも時機一度到らば、尋常高等の區別を撤廢し、修業年限を八箇年として之を義務教育となすべき筈である。又教科目は大體現制の高

等小學校と同様にし、必要に應じ如何なる科目でも加へ得る様にし、外國語は英語の外新に支那語を加ふるの必要を主張しなければならぬ。日本外交の全部は支那にありと言はれる通り、日支親善は實に我が帝國千萬年の國是である以上、相互國民の情意疏通を圖るが爲には、先づ小學兒童をして支那語を學ばしむるの必要を切言せざるを得ない。又教則中には、國際關係事項を授くること、公民教育に關する事項に注意すること、兒童の個性に注意し、其の學習方法を改むること、自治的精神の涵養に注意すべきこと、各教科目の教授は國民の實際生活に適切ならしむべきこと等を加へ、尙ほ編制に關しては、優良兒童の進路を開くと同時に、劣等兒童の特別施設を認め、一學級の兒童數を減ずると共に、學級數の制限を撤廢しなければならぬ、又補習科の改善を圖り、其の年限を自由ならしめ、國定教科書の制を改め、檢定制度を併用し、小學校の設備を怠れる市町村に對しては制裁の方法を定め、學齡兒童調査の方法を改め、兒童雇傭者の義務を認め、以て就學の普及徹底を期し、教員を改善し、任用の手續を簡捷にし、國庫負擔主義の擴充を圖り、教員俸給の

半額以上を國庫から支出し、俵給を改め、待遇を向上せしめ、以て教育の改造を遂行し、建國の大義を闡明すると共に、立憲自治の思想を明瞭ならしめ、世界の趨勢に順應して、國運の發展を圖らなければならぬ。

(大正九年四月)

〔視學制度〕

四四 視學制度の改善

近時新聞紙の傳ふる所に依れば、文部省は、府縣視學官特設の議を定め、案を具して内務省に交渉せしに、内務省は其の案を賛成し、同省豫算中に府縣視學官の俸給及び旅費十三萬圓を計上するに決したりといふ。吾人は此の報に接し近く視學制度改善の實行せらるべきを思ひ、衷心より愉悅の情を禁ずる能はざるなり。

現行制度に依れば、府縣視學官は理事官を以て之に補するの制度にして、理事官は高等文官試験に合格せる者を以て之に充つるを表面の形式とするも、其の實は法科大學を卒業し、單に法律を學びたるものを採用するに過ぎず。尙ほ適切に言へば、法律の理論を諳誦したる白面の一書生たるに過ぎずして、視學官吏の本領たる教育の内容實質に至りては毫

も關知する所なきを常とす。而も此の無智無經驗の法學書生が、一度視學官の職に就くや、徒らに權柄を弄して教育者の活動を妨げ、其の施設經營を破壊するのみならず、或は有徳の教員を罷免し、或は自己の親戚朋友を推挽し、非違を敢てしたりと評せられしこと少からざりき。吾人が本誌に於て屢次視學制度の改善を絶叫したるは、實に此の如き風評を聞くに忍びざりしが爲めに外ならず。

斯くて現行制度の缺陷及び弊害は、一般社會の認むる所となり、着實穩健を以て誇りとする貴族院に於てすら、此の視學官制度の有害なるを指摘して、政府に警告を加ふるに至りしかば、文郎省も遂に意を決して内務省に交渉したるものなるべく、内務省も亦克く大勢を洞察して、徒らに其の屬僚の賣口を顧念することなく、視學官制度の改善に同意したるは、遅滞ながら從來の罪ほろぼしをなすものたるを失はざるべし。

顧ふに視學制度改善の要旨は、教育尊重にあり、教育尊重せられずして教育の効果を擧ぐるの不可能なるは、固より顯著なる事實なればなり。故に新に採用せらるべき視學官は、

是を教育者中の有徳有識者中より選抜するを至當とす。

吾人は、我が文部省及び内務省が從來の失敗に鑑み、誠意を以て視學制度の改善を企圖するのみならず、制度改善後に於ける視學官の人選に就ては、慎重の上にも慎重を加へ、克く適材を拔擢し以て之を適所に置き、教育の進歩改善を督勵せしむるに於て遺算なからんことを望むものなり。(大正五年九月)

四五 視學官の選任

歐洲の戰塵なほ滋くして、終熄の期殆と逆睹すべからざる間に於ても、星霜の推移は瞬間も停止するを許さず、大正の御代も乾坤六たび新にして、茲に第七年の新天地を迎ふ。吾人教育の論壇に立つもの焉んぞ感慨の新なるものなきを得んや。

顧みれば大正六年の我が教育社會は頗る多事にして、各種問題の論議、各種學校長及び教員の會議、臨時教育會議の設置等殆ど送迎に遑あらざりしも、一たび瞑目して其の實績

を尋ねれば、何等の捕捉すべきものなきを感ぜずんばならず。即ち小學校教員俸給の國庫支辨、地方視學機關の改善、義務教育年限の延長、學制の改善等の如き重大なる問題は、何れも唯論議せられたるのみにして、大正六年は空議横論のみなりしなり。

而も乾坤一たび新にして大正七年の春を迎ふるや、前年に於て論議せられたる重大問題少なくとも、小學校教員國庫支辨の件及び地方視學機關改善の件は、將に本年四月を以て實行せられんとし、學制の改善問題も亦年末までには何等かの解決を觀るに至らんとするの機運あること殆ど逆賭するに難からざるものあり。而して此等問題中小學校教員國庫支辨の件に就ては、世論既に熟せるものあるが如しと雖も、地方視學機關の改善に就ては、未だ論議の傾聽に價するものあるを知らず。故に吾人は新春の初頭に於て先づ視學機關改善の問題を提唱し以て當局者及び教育社會の注意を促さんとす。

吾人の聞知する所に依れば、地方視學機關の改善は、各府縣廳に奏任の專任視學官を置くを以て主眼とするものにして、其の實行期は近く本年四月の年度始めにあるもの、如し而して斯くの如き改正は、夙に教育社會の希望する所にして、實際有效のものたるや固より論を俟たず。而も制度の改善は必ずしも實効を奏する所以にあらず。要は視學官其の人の選擇如何に依るのみ。故に當局者に於て視學官を選任するに當りては、極めて慎重の態度を持し、努めて情實の弊を去り虚心坦懷以て適材を擧ぐることを期せざるべからず。吾人の所見に依れば、視學官の選任に就ては、尠くとも(一)人格崇高なること(二)教育上の經歷に富めること(三)教育行政の手腕あること(四)常識に富めることこの四要件に注意し、出來得べき丈け優秀なる者を拔擢せざるべからず。彼の徒らに經歷の古きもの、又は官等の高きもの若くは出身學校の如何に拘泥し、老朽無能の輩を擧ぐるが如きことあらんか、視學官の新設は却りて有害の結果を將來し、再び視學官制度失敗の結果を繰返すに過ぎざるべきなり。(大正七年一月)

四六 府縣視學官諸氏に望む

府縣視學官會議は、義務教育費國庫負擔法の實施を機として去る五月二十日より四日間文部省に開催せられ、文部大臣の訓示を始めとし、或は諮問事項に就き、或は地方學事の場合に關し、各自の意見を披陳し、其の結果頗る觀るべきものありしが如し。

顧みれば、府縣視學官會議は、明治三十四五年の頃開會せられたるを最終として、爾後又開催の機會なき内に、同三十八年制度の變革ありて視學官は遂に廢止せられ、後大正二年に至り行政財政の整理と共に理事官を置き、視學官に補任するの制度を定め、以て今日に及べるものにして、所謂視學官會議なるものは、爾來十五六年間之を開催することなかりしが、今次端なくも其の招集を觀るに至りたるは、實に是れ文教振興の慶事にして今昔の感に堪へざるものなくばあらず。

傳ふる所に依れば、今次の會議に於て視學官諸氏は、行政事務に關する事項に於ては、

侃々諤々各自其所懐を披瀝して、意見往々肯綮にあたるものありしも、學事視察即ち視學官たる本務に關しては、其の言議多くは見當はづれにして、又屢々脱線的喜劇を演じ、文部當局の注意を受け尙且覺らざるものあるの實況なりといふ。吾人は其の眞偽を詳せずといへども、視學官諸氏の殆ど全部が法學出身者にして、學校長教員たるの經歷なく従つて教育の内容に通曉せず、又趣味を有せざるに想到せば、所謂學事視察なるものの眞義を悟らず、單に行政方面に著眼し之に没頭するもの如く評せらるるは止むを得ざるの成行にして、毫も怪むに足らざるを覺ゆるなり。吾人は此點に於て現在の視學官制度が實際に適せざる事實を暴露せるものとして、政府及び帝國議會の注意を促さんとす。

然れども、視學官は既に學事視察監督の職責を有する以上は、制度の適否を以て其の責任を免るゝを得ず。故に一日にても其の任にある以上は、徒らに警察部長に榮進することのみを念はずして、克く指導監督の責を盡すことを努めざるべからず。而して指導監督の責を盡さんとせば、出來得べき文部内の各學校を視察し、又務めて學校長教員に接し以

て先づ自ら教育に關する興味を惹起せざるべからず。斯くしてこそ始めて教育の内容實質を諒解し、之を尊重する念も起り、其の長短を看破し、真相を洞察するの力量を備ふるに至るなれ。吾人は視學官諸氏が、吾人の眞意を了解し之を容るゝに吝ならざらんことを望むものなり。(大正七年七月)

〔雜〕

四七 幼稚園に關する法制の變遷

幼稚園に關する法制は、我が國普通教育に關する法制中比較的閑却せられたるの觀なきにあらず。近時幼稚園關係者大會等に於て、現行法制中の改善を要望するに至りしもの亦謂なしとせざるに似たり。而も法制の改廢を論ぜんとすれば先づ遡りて我が國幼稚園に關する法制の變遷を研究し、以て之が改廢の指鍼を定めざるべからず。故に吾人は茲に聊か幼稚園に關する法制の變遷を略敘し、以て之が研究の資に供せんとす。

我が國幼稚園に關する法規は、既に明治五年七月を以て發布せられたる學制中に現はれたり。即ち其の第二十二章に『幼稚小學は男女の子弟六歳迄のもの小學に入る前の端緒を致るなり』と規定せられたるもの是なり。然れども此の規定は遂に實行せらるゝに至らざ

りしが其の後、明治九年十月に至り東京女子師範學校の附屬として幼稚園を設立せらる。是れ實に我が國幼稚園の嚆矢なり。而して當時の編成は、大體フレーザー氏の法に準じ、學齡未滿の幼兒をして知覺を開達し、徳性を涵養し、身體を發育し、交際に慣れ、善良の習慣を得しむるを主眼とし、幼兒の年齢は滿三年以上六年以下とし年齢に依り之を三組に分ち其の保育科を物品科、美麗科、知識科の三として保育するの定めなりしなり。

明治十一年六月に至り、東京女子師範學校内に保姆練習科を設け、女子の年齢二十年以上四十年以下にして性行善良、體質健康、普通教育の素養ある者に、修業年限一箇年を期して保育上緊要なる科目を講習せしめしが、同十三年に至り之を廢止し、幼兒保育法を女子師範學校中の一科とし、女子師範生徒をして、卒業前保育法を修め兼て實地保育に従事せしむるに至れり。かくて保姆練習科は、明治二十九年に至り之を再設し、同三十四年までに、四十四人の卒業者を出ししが同三十九年に至り更に保育實習科を設け、爾來引續き生徒を募集して今日に及び、卒業者を出したること六十四人に達せり。尙ほ小學師範以降

の卒業者にして保姆に従事するもの尠からざるが如し。

因に府縣に於ける保姆養成の機關としては、夙に女子師範學校本科生の外別に各師範學校に保姆講習科を置くの制を設け以て今日に及べり。

明治十二年九月學制を廢して教育令を發布せらるゝや、文部省は其の十一月を以て、幼稚園の設置廢止は、公立に係るものは府知事縣令の認可を受けしめ、私立に係るものは開申に止め、保育法は、公立にありては文部卿の認可を受けしめ私立にありては府知事縣令に開申せしむることを布達せり。當時幼稚園は、公立には大阪府の模範幼稚園、鹿兒島女子師範學校附屬幼稚園、私立は和歌山縣に稚兒保育所一箇所あり。前記の官立幼稚園を併せて僅に四個のみなりしといふ。尋で明治十三年教育令改正せられ、其の中に幼稚園の設置廢止に關する規則をも加へられ、翌十四年に至り其の細則を定め府縣立幼稚園を設置せんとするときは、文部省に伺出でしむること、なし。府縣立以下の幼稚園設置に就ては、設置廢止起草心得を府知事縣令に令達するに止められたり。

明治十五年に至り、文部省は府縣學務關係吏員を召集し、教育上の施設に關し示諭せしが、其の内幼稚園に關する要旨は大體左の如くなりき。

本省直轄の幼稚園は務めて園制の完全を期したるに地方設置のもの概ね之に模倣するの狀あれども、幼稚園には又別種のものあり此の種のものに在りては編制を簡にし唯善く幼兒を看護保育するに堪ふるの保姆を得て平穩に遊嬉をなさしむるを得ば可なり是等は貧民力役者の兒童にして父母其の養育を顧みるに暇あらざるもの皆之に入ることを得れば群兒街頭に危嶮鄙猥の遊戯をなすものに比すれば大に勝る所あり其の父母も亦係累を免れ生業を營むの便を得て其の益蓋し少小ならざるを以て此の種の幼稚園を獎勵すべし云々

明治十六七年の頃には、民間に於て兒童を早く就學せしめんとする熱心より、動もすれば學齡未滿の者を小學校に入學せしめんとするの風を生ぜり。是に於て文部省は明治十七年二月學齡未滿の幼兒を學校に入れ學齡兒童と同一の教育を受けしむるは其の害尠からざ

るに依り、幼兒は幼稚園の方法に依り保育すべき旨各府縣に訓令し、尙其の旨趣を貫徹せんが爲め、十五年中示諭の如く、幼稚園の編成は、必ずしも完全の規模を具するものものに限らず、種々簡易の編制法もあるを以て、土地の情況に應じ或は別に設置し或は學校の一部を以て之に充てしむる等適宜の方法を計畫すべき旨通牒せり、此の通牒は效果ありしものと見え、明治十六年には幼稚園の數十一に過ぎざりしもの同十八年には三十に増加せり。

明治三十二年六月に至り、文部省は、幼稚園保育及設備規程を發布し、保育の内容及び設備等に關し稍細密なる規定を設けたり。是れ現行規則の基礎をなすものにして、同三年小學校令の改正と共に同施行規則を公布し、其の内に幼稚園に關する規定を設けたれども、其の内容に至りては、殆ど前記規程と差異なく唯多少の修正を加へたるのみ。此の規定は略ぼ整備したるものなりしも、施行後十餘年を経過し、時勢の變遷に伴ひ不備の廉をも生じ、又幼稚園關係者の建議等もありしかば、明治四十四年に至り十數箇條に涉りて

改正を加へらる。現行規程即ち是なり。今其の際に於ける改正の要旨を摘要すれば左の如し。

- 一、遊戯の種類を制限を撤廢す
 - 二、唱歌、談話、手技に關する細密なる規定を削除す
 - 三、保育時數の制限を廢し府縣知事の認可を経て隨意に定めしむ
 - 四、保姆の資格を擴張す
 - 五、保姆一人の保育する兒數を約四十人以下とす
 - 六、保姆の免許に關する規定を設く
 - 七、保姆懲戒に關する規程を設く
 - 八、一幼稚園の兒數は百人以下にして百五十人まで増すことを得るの規程なりしを約百二十人以下とし約二百人まで増加することを得しむ
- 尙此の改正以前即ち明治四十年には法律を改正し保姆にして正教員の資格ある者には、

小學校教員と同じく退隱料を支給すること、なれり

終りに幼稚園發達の情況を表示すれば左の如し。

年次	園數	保姆數	幼兒數
明治十六年	一一	三三二	五四四
同 二十五年	一七七	三五七	一一、〇一一
同 三十五年	二六二	七二〇	二四、〇一八
同 四十五年	四九七	一、五三五	四五、二〇一
大正 四年	六〇五	一、六九九	四八、八一三

吾人は我が國の幼稚園が斯の如く順當の發達を遂げ、前途益々有望なるものあるを想ふの時に當り、文部省に於て今回始めて幼稚園保姆に關する講習會を開催し保育事業の改善を企圖せらるゝの舉あるを快とし、當事者諸君の奮勵を期待せんとするものなり。

(大正五年八月)

四八 學校衛生に關する行政の沿革

學校に於ける體育及び衛生に關する事項は、政府當局に於ても、夙に留意せるが如くなるも、明治五年に制定せられたる學制を始めとし、明治十二年及び十三年の教育令、同十八年の教育令、同十九年の小學校令に至るまでは、諸般の施設概ね創始に屬したる爲にや法規中に何等規定せらるゝ所なかりき。然るに明治二十三年勅令を以て小學校令を公布せらるゝや、其の第一條に於て『小學校は兒童身體の發達に留意し』云々と規定し、尋で文部省令を以て小學校設備準則及び尋常中學校設備準則を制定し以て學校衛生に關する事項をも規定せり。是より先き、明治二十一年には、學生生徒活力検査に關する條項を規定し、同二十七年には、小學校に於ける體育及衛生に關する事項を指摘し、何れも各府縣に訓令せり。此の如く學校衛生の實質に關する規定は、順次に制定せられ、法令上幾分の進歩を見るに至りたれども、而も學校衛生の名に於て各種の法規を制定せられ、之が行政の實現

せられたるは、實に明治二十九年勅令を以て定められたる、學校衛生顧問會議の設置以後に屬せり。學校衛生顧問會議は、明治二十九年五月文部省内に置かれ、顧問九人以内と主事(後に幹事と改む)一人とを以て之を組織せるの制にして、顧問には醫學博士緒方正規・同小金井良精・同弘田長・同小池正直・同三宅秀・男爵後藤新平・故豊住秀堅・故長谷川泰・ドクトル、ベルツの九氏、主事には三島通良氏を任命せり。顧問は文部大臣の諮詢に應じて學校衛生に關する事項を審議し、主事は文部大臣の命に依り又は各局長の指揮を承け顧問に諮詢すべき事項の調査其の他學校衛生に關する事項を掌るの仕組みなり。斯くて文部省内に學校衛生に關する事務を處理すべき部局を設くるの必要を生じ、明治三十一年には新に學校衛生主事を置き(顧問會議の主事を幹事に改む)同三十三年には學校衛生課を總務局内に新設し以て大に學校衛生に關する事務の振張を圖れり。其の後明治三十六年に至り學校衛生顧問會議の廢止と同時に學校衛生課は廢止せられ、其の事務は文書課に於て處理することとなり、學校衛生主事は廢官となれり。

此のごとく學校衛生顧問會議は、前後八箇年、學校衛生課は、前後四箇年間存続したるに過ぎざりしも、其の間顧問會議に於て審議決定したる事項は、我が國學校衛生の根本となり、之が行政の基礎となれり、又學校衛生事務主管の部局に於て審査立案したる法規は頗る多く、今日まで實施せられたる學校衛生に關する法規の殆んど全部を網羅せり。學齡未滿兒童就學禁止(明治二十九年訓令)學校清潔方法(同三十一年訓令)學校醫設置規程(同三十一年勅令)學校醫職務規程(同三十一年省令)學校醫の資格(同上)學校傳染病豫防消毒方法(同上)學生生徒身體檢查規程(同三十年訓令並三十三年省令)師範學校高等女學校女生徒衛生上の注意(同三十三年訓令)喫煙に關する取締(同上)高等師範學校男女入學志望者の入學禁止に該當する健康狀態(同三十五年省令)等は實に其の主要なるものなり。

斯くて學校衛生に關する規定の整備に伴ひ、小學校を始めとし中學校及び高等女學校に關する設備規則中に於ても亦、衛生に關する事項を詳密に規定するに至れり。即ち明治三十二年中公布せられたる中學校及高等女學校編制及設備規則中には、教室の大きは一學級

の生徒を容るゝを度とし、生徒一人に容積百二十立方尺以上とし、寄宿舎の自修室は生徒一人に容積二百二十四立方尺以上、寢室は四百八十六立方尺以上と規定し、又小學校設備準則及び同三十三年小學校令の改正と共に、公布せられたる小學校令施行規則中設備準則に於ては、更に一層詳密なる規定を設け、體操場の廣さは、尋常小學校に於ては兒童百人未滿は百坪以上とし、百人以上は一人に付一坪以上の割合とし、高等小學校に於ては兒童百人未滿は百五十坪以上とし百人以上は一人に付一坪半以上の割合と定め、教室の構造は多級小學校幅三間以上、四間半以下長四間以上五間以下、單級小學校幅及び長各々四間以上五間以下を常例とし、其大きは兒童一人に付三尺平方の割合より小なるを得ざらしめ、尙ほ天井及床の高さ、採光窓の面積、壁の色合、廊下の位置及び幅、階段の寸法、便所の數及び構造をも細密に規定し、又机、腰掛の寸法の如きも兒童の年齢に依り詳密に規定せり。斯くて此等設備に關する規則は衛生上頗る完備せるに拘はらず、地方に依りては、實施上の困難尠からざるの情況なりしを以て、明治三十七年に至り遂に之を削除せり。是れ

此の規定の旨趣を不適當と認めたるにあらず、唯法文上之を存するときは地方經濟の如何に拘らず、劃一的に之を施行せざるを得ざるが故に、其の成文を削除したるものにして、其の精神は設備上の標準として今尚ほ行ばれつゝあるは、何人も首肯する所なるべし。

更に翻りて前記學校衛生に關する諸法規の内容を検するに、學校清潔法は、日常清潔法・定期清潔方法及び浸水後清潔方法の三に分ち、教室・寄宿舍・寢具・便所・食堂・炊事場・浴室・洗面所・芥棄場及び下水等に至るまで其の清潔方法を規定し、學生生徒身體検査規程は春秋二季に施行すべき學生生徒身體検査に關する手續方法を細密に規定し、且身體検査票及び學生生徒身體検査統計表の様式を示して、全國各學校の統計作製に便ならしめ、學校醫設置規程は、學校醫設置に關する市町村の義務を規定し、學校醫職務規程は、學校醫の任務を定めて其の如何に執務すべきかを示し、學校醫の資格は、學校醫たるべきもの、資格を定め、學校傳染病豫防及消毒法は、豫防方法に於て先づ學校傳染病の種類を擧げて、其の豫防方法を示し、消毒方法に於ては傳染病の種類に應じ消毒に適する藥劑、及び消毒

方法を示したるものなり。

以上の諸法規は、其の制定當時に於ては概ね適切にして、之が實施上の效果も亦尠からざりしは、我が教育社會に於て一般に認められたる所なれども、此等法規の發布後既に十六七年乃至二十年を経過し、其の間時運の進歩と共に教育事業の進歩も亦顯著なるものあり故に制定の當初に於て適切なりし法規も現今に於ては必ずしも之を適當なるものと概言すべからざるは勿論、中にはあれどもなきに等しきもの、若くは却つて便宜ならざるものなきを保すべからず。況んや近年體育及び衛生に關する世論大に勃興し、國民體格に關しては悲觀説・樂觀説・相錯綜し、體育及び衛生の方法に就ては、積極説・消極説相對峙して互に下らず。歐洲戰亂の影響更に之を刺激して國民を覺醒せしめ、學校衛生に關する題目は、今や朝野の耳目を聳動するものあるに至れり。是れ本年に至り學校衛生課を新設し、學校衛生主事を任命したる所以なるべし。吾人は當局者が奮勵一番以て世の期待に背かざらんことを希望するものなり。(大正五年十一月)

四九 補習教育の振作

近時補習教育を以て義務教育となすの論漸く盛にして、政府當局に於ても亦、近く實施の見込を以て既に調査に着手せりと傳へらる。吾人は我が國に於ける義務教育の爲めに先づ此の傾向を歓迎するものなり。而して吾人の此の傾向を歓迎する所以のものは、補習教育其のものを義務となすが故にあらずして、現在の義務教育年限が義務教育の本旨を完うするに足らざるが故に、之を延長するの必要あることを一般に認識せられ、やがて有力なる國論となりつゝ、あるの事實を欣ぶに外ならず。蓋し吾人の見解に依れば我が國の補習教育なるものは、漸く近時の施設にかゝり、其の内容の不完全なる到底之を義務となすの程度に達したるものと認むるを得ざるものあり。然れども補習教育の必要に至りては、近時の情勢に顧み、最も痛切に之を感じるものなくんばあらず。

顧ふに義務教育即ち現在の尋常小學校を卒業したる後の數年間は、其の者の教育上極め

て重要な時期たるのみならず、又頗る危険の時期たるを免れず。故に此の時期に於て若し何等の教育を施さず、又何等の指導をもなさずして漫然經過せしむるに於ては、當に其の者一身の將來を誤るもの多きのみならず、自ら不良の男女を出して國家社會を蠱毒するものと鮮少にあらざるべし。況や我が國將來の進運に想到するときは、國民一般の生産的能率を増進して、國家富強の基礎を造るの急要を感じることを益々切實なるものあるに於てをや。吾人は如上の見地より補習教育の必要を唱導し、且其の振興を希望するものなり。而して現時の補習教育は、制度上自ら二個の形式に依りて行はる。即ち一は小學校の補習科にして、他の一は實業補習學校是なり。此の二種の補習教育は、普通教育と實業教育との系統上自ら其の性質を異にし、一は普通教育に重きを置き、一は實業教育に重きを置くは、固より當然なりとすべきも、而も何れの體系たるに論なく、其の内容の貧弱にして殆ど豫期の効果と成績とを挙げ得ざるは、獨り吾人の見解のみならず、一般識者の夙に確認する所の事實なり。吾人は此の如き不完全にして充實せざる教育を以て義務となすが如きは、

單に空名を貪るに過ぎずして、殆ど何等の効果なきを憂慮せざるを得ず。是吾人が補習教育を以て義務教育となすの前に於て、先づ大に之を振作すべしと主張する所以なり。若し夫れ補習教育を以て直に義務教育となすが如きは、徒らに事を煩瑣ならしむるに過ぎざるの結果を來たすの外、實質上何等の効果なかるべきは、吾人の斷言するに躊躇せざる所なり。(大正六年九月)

五〇 東京市の教育統一案に就て

大正十一年度に於ける東京市學校教育費の豫算は、一千百四十六萬二千六百十三圓にして、前年度に比し六百萬四千九百六十四圓の増額である。而して新事業の主なるものは、市立小學校教員俸給統一、學校衛生機關新設、市立小學校建設速成計畫、市直營學校(實科高等女學校及三笠靈岸兩校)改増築、學事獎勵施設、低能及高能兒童特別教育等の數項であるが、此等の事業中最も重要なものは、教員俸給統一、學校衛生機關新設及小學校

建設速成計畫の三つ即ち本市教育の統一案である。

一、市立小學校教員俸給統一案

本市小學校經費は直營十一校の外、全部區費支辨で其財源は市税に屬する家屋税附加税のみであるから、教員俸給及び校舎建設費の如きは、到底區費のみを以て支辨することが出来ない。市は從來多額の補助をなし來り、既に大正十年度に於て俸給の半額即ち二百二萬圓と、建設費百六十萬圓とを區に補給し、辛ふして之を經營して居る狀況である。而して教員の月俸平均額は全市を通して、八十三圓の豫算であるが、或區は八十六圓であるに拘らず、或區は七十七圓に過ぎぬ即ち區に依りて七十七圓から八十六圓までの不均等の俸給を支出し居るから、教員の待遇は區に依りて甚しき等差を實現するのみならず住宅料も區に依りて月額二圓から十圓までの差があり、慰勞金なども亦著しき懸隔あるを免れない、即ち本市の教員は同じく市民の教育に従事するに關らず、其待遇には甚しき懸隔があつて、精神上の安定を期し難い實情にある、故に八十三圓以下の平均額を支出する區に

於ては之を同額以上に増額する必要がある。又一般の區に於ても現在の平均額を以て満足することが出来ぬ何となれば、全市本科正教員三千二百七十二人中、現に八十五圓即ち平均額以上を支給され居る者一千四百十四人で、全員の約四割餘になつて居るのみならず、其内百圓以上の者が八百六十五人もあるから、八十五圓以下を支給されて居る、一千八百五十八人は最早増俸の餘地がないことは明瞭である。顧みて他の大都市の状況を觀るに神戸市は平均九十一圓、大阪市は八十六圓五十錢であつて、明年度は更に増額されるだろうと考へるが本市教員多數の生活状態は、物價の騰貴、住宅の拂底等に脅され頗る困難の實情にあるに拘らず、神戸や大阪よりも著しく低き待遇をなし居ることは誠に遺憾に堪へない次第で、自然教育の効果能率にも影響する譯であるから、一般的にも亦部分的にも速に之を増額するの必要があるけれども、從來の如く半額補助の主義を以てしては、到底之を實施することが困難である。更に翻つて各區に於ける、家屋税附加税負擔の状況を觀るに本税一圓に對し寡きは一圓六十八錢、多きは六圓七錢になつて居る。即ち最寡の區をひと

せば最多の區は四倍となり、各區夫々不均等の負擔をなして居るのみならず、俸給平均額の多寡と家屋税負擔額の多寡とは、殆ど反比例をなして居る。之を具體的に言へば家屋税負擔額の多い區は、俸給平均額を寡く出して居るの實情であるから、此等の區に於ては家屋税を此上更に重くするにあらざれば最早俸給の平均額に達せしむる支出をなすの途がないことは明瞭である。又吾等市民の受くる國民教育は其本質に於て均等でなければならぬ筈であるに、本市小學教育費の兒童一人當り、平均額に就て觀るに全市の平均に於て約三十圓であるが、區に依りて二十三圓の處もあり、又三十五圓の處もあるといふ様に、甚しき懸隔がある。此の如きは教育の能率に多大の影響を及ぼすもので、看過すへからざる事實である。之を要するに教員待遇の點から觀ても、市民の教育費負擔の點から觀ても將た教育費分頭額から考察しても、最早行き詰まりの状態にあるもので、之を救済し解決するの途は大阪市京都市神戸市等が、既に實施して居る様に教員俸給、慰勞手當、住宅料其他教員待遇に關する全部の經費を市の支辨とするの外に途がないものと信する、之即ち今回

豫算に五百八十四萬四千七百三十二圓を計上し本市教員俸給其他之に付帶する經費を統一せんとする所以である。

二、學校衛生機關新設

本市學校衛生機關は從來市に學校衛生顧問と技師一名とを置くのみで、小學校に關しては各區に區費の支辨を以て、専任學校醫を置き全市の定員を二十六名とし、俸給の凡半額を市から補給するの制を採り、大正十年度に於て専任校醫一人當り、年額一千圓の補助をなせるも、現在の制度では其俸給菲薄なるのみならず、地位身分の何等定まれるものもなく、恩給等の規程もなきが故に、永く其職に安んじて本市學校衛生の施設に努めしむる能はざるの實情がある。然に本市學童の保健に關する施設は、現下急要の事項であつて、一日を緩ふることの出來ぬものであるから、今回市に學校衛生技師三十名を置き、市吏員として、恩給其他待遇上の問題を解決すると同時に、各小學校に於ける學校衛生の施設を改善振張せんとする次第である。

三、市立小學校建設速成計畫

市立小學校の建設は、從來市の定めた建設費、補給規程に依つて、建設費の大部分を區に補給し來り、大正十年度で百六十萬圓を市から支出したが、夫れ丈の金額では區費の負擔がなかく、少くない處から、各區必要の建設計畫が進捗せざるのみならず、一面に於て將來の建築を不燃質のものに改むるの必要もあり、又一面には二部教授を成るべく速に撤廢するの必要があるので、今回建設補助規程を改正し、差當り明年度に於て新設五校改増築六校、増築一校、校地購入一校、合せて十三校を建設するものとし、之が經費三百六十九萬五千圓を計上したのである。抑も本市小學校建設事業を考察するには、(A)現在に於ける不足教室(B)毎年増加學童收容に要する教室(C)毎年起るべき校舍改築の三點を明にせねばならぬ。現在に於ける不足教室は四百三十餘であるが、本年度中に出來上る教室を差引くときは、三百三十八となる。此數は大正十一年度の始に於ける不足數である。次に毎年の學齡兒童増加數は、最近五ヶ年平均一萬一千五百五人であるが、其内約三千人は

本市直營小學校及官立府立、若くは私立小學校に就學するの例であるので、本市立小學校に收容せねばならぬ増加児童數は先づ平均八千五百十人内外であるから、之に要する普通教室は約百三十で、一校二十四學級とすれば五校半となる。又本市の校舎は全部木造であつて、從來の事實に徴すれば、其新築から改築までの安全年齢は、十五年乃至二十年位であるが、近年建築のものは比較的堅牢であるから、之を平均二十五年と看做すときは、何れの校舎も二十五年毎に改築を要することとなる。然に全部の校數は百八十三校であるから毎年改築を要する、校數は凡七校半である。そこで増加學童收容に要する五校半と、安全年齢經過の爲改築を要する七校半の建築は、毎年起るべき恒久的の事業で、若し之を怠れば不足教室の點は夫れ丈け多くなる譯である。此の如き状態では火災や震災などがないとしても甚だ不經濟であるから、將來の新築及改築はすべて鐵筋コンクリート建とする必要がある。斯くするときは現在木造の保存期限二十五年の四倍、即ち百年位は保存し得るので、本市の爲に非常の經濟となるのは明かである。故に明年度から新設及改築の校舎

はすべて鐵筋コンクリートとし、一部の増築に限り木造となすの方針を採る筈である。次に明年度に計上せる三百六十九萬五千圓を以て、若干の教室を造り得るかを推定するに、普通教室二百三十三を得るも、其中から舊校舎の分を除かねばならぬから、新に増加すべきものは百八十五教室となるべく、又其内から毎年増加すべき就學児童收容に要する百三十教室を除くときは、五十五教室を剩すの計算である。故に毎年前記の額を支出するものとし、物價勞銀に著しき變動なく又火災などもないものと假定せば、大正十一年度の不足教室三百三十八は、之を七箇年で造り上げることが出来る。即ち七箇年後には二部教授を撤廢し得るの計算である。

終に本統一案實行には、新に五百九十二萬圓の増額を要するが、其財源は從來區で徴收して居た家屋附加税の内本税一圓に就き四圓七十錢を徴收して、五百六十六萬八百四十圓を得、其不足額は市の一般收入から補充することとなるのである。(大正十一年一月)

五一 東京市教育統一案の反對理由に就て

東京市の教育統一案(此語は正確ではないが)は今や本市の重要問題として、各區到る處に論議されて居る。而して今日まで僕の聞知した處では、其論旨が大體三つに分れて居る。即ち第一は全然賛成論で、第二は此案の主義計畫に付賛成だが、其財源を家屋税丈けに求めるのは適當でないとする論で、第三は此案の主義精神にも反對する論である。就ては此等反對論について考慮して見たいと思ふ。

第二の財源論は寔に尤もな論で、若し他に適當の財源さへあるならば、必ずしも之を家屋税の附加税に求める必要はあるまいと思ふが、現在の様に他に財源のない場合に於て、之を家屋税に求むることは、萬止むを得ないことであると信ずる。何となれば家屋税附加税は從來各區教育費、特に教員俸給の資源に供し來つたものであるから、今回其俸給を市に統一するに際し、之を其財源となすことは極めて自然の成行であるからである。又此家

屋税は、不公平の税であるといふ理由から、反對する論もあるけれども、既に幾十年も之を承認し來つたもので、今新税として之を課するなら格別だが、然らざる以上は此際特に反對すべき根據がないと言はねばならぬ。又從來低率の附加税を納めて居た區が、遽かに四圓以上の高率となるに就て、之を絶對の反對理由とする論もあるけれども、既に多數の區が是れまで府税一圓に對し、四圓以上六七圓までの高率を納め來つた事實があり、又將來益々其率を高めなければならぬ必要ある以上、從來の低率を平均率位まで高めることは誠に御氣の毒ではあるが、萬止むを得ないことであらうと思ふ。

第三の絶對反對論は其論旨極めて不明であるが、是れまで僕の聞知した處では(イ)區會の權限が縮少すること、(ロ)學務委員の權限が縮少すること、(ニ)學校の經營が行届かなくなることなどである。

(イ)區會の權限が縮少するといふことは、教員の俸給が市會の議決丈けで行はれ、區會の議決を要しないことになる事實を指したものであるならば、止むを得ないことであるが

小學校の維持經營とか、建築とかいふ區の仕事として、最も重要な事項は總て區會の議決を経て行ふのであるから、別段権限が縮少するといふ程のことなからうと思ふ。

(ロ)學務委員會の権限としては、別段縮少といふことはない筈で、從來の通り區長の諮問機關として、又補助機關として區教育の經營に參畫すべきである。

(ハ)區長の権限は教員進退の事務にしる、俸給其他給與上の事務にしる、別に從來と變る處はない。

(ニ)市で俸給全部を支出する様になつたなら、或は各區の教育が行届かなくなるだらうとの説は全く見當違である。固より俸給全部を市から支出したからとて、學校の維持經營が是までの通り區で擔當する以上、其處に何等の變りの起らう筈がない譯である。

之を要するに第三の絶對反對の理由は頗る薄弱であつて、別段論ずる程の根據を見出しかねる次第である。

尙ほ終りに此案を實行すべき經費の全部を、家屋稅附加稅に求める様に流布されて居る

様にも聞へるけれども、夫れは全く間違である。此案は教員俸給其他諸給五百八十四萬四千七百三十二圓、小學校建設費補助三百六十九萬五千圓合計九百五十三萬九千七百三十二圓を市から支出する案で、其内の三百八十七萬八千八百九十二圓は、市の一般財源に、二十四萬圓は國庫交付金等に依るものとし、其残りの五百六十六萬八千四百圓を家屋稅附加稅に求めんとするもので、其割合は市の一般歳入が(國庫交付金を含む)四割〇七家屋稅附加稅が五割九三となる譯である。(大正十一年二月)

五二 再び東京市教育統一案の反對意見に就て

私は今回東京市の計畫せる、小學教育統一問題に對する反對意見に就き、最も慎重なる態度を以て之を講究し、且之に敬意を表するものである。夫れ故該反對意見の主なるものに就いて、茲に聊か卑見を陳べ我が教育に熱心なる市民諸君の批評を請ひたいと思ふのである。其の後私の聞知した反對意見の主要なるものは、第一、法律に違反すること。第二、區

の権限を奪ふこと。第三、區の自治美風を破壊することの三つである。

第一、法律に違反するや否や、市立小學校の維持經營は原則として、本來市が之をなすべきものであるが、例外として學區を設け、該學區をして之を維持經營せしむることが出来ることは、小學校令第六條第十一條及第五十一條に明かである。又學區を設けた場合其の費用は學區内に於て市税を納むる義務ある者が、之を負擔すべきことは地方學事通則第三條第一項の規定する所であるから、若し其の規定丈けであつたなら、小學校の費用は全部學區で負擔しなければならぬのである。けれども大正十年四月法律第七十號を以て、學事通則第三條に一項を追加せられ、特別の事情ある場合に於ては、市が直接に其の費用の一部を負擔することが出来る様になつた。是は實際京都市大坂市及東京市等に於て教員俸給統一を實施するの必要がある所から、制定された法律であることは、當時の帝國議會の速記録に明かなる所である。今回本市に於て教員俸給其の他諸費を市の支辨に移さんとするのは、此の法律の明文に依るもので違法であるか、否かは餘りに明白であつて、論ずる

程のことではなからうと思ふ。

第二、區の権限を奪ふか否か、小學校の教育は本來國の事務であつて、區の自治に委せられたものでないこと、並に教員は國の事務に従事する待遇官吏であつて、區の自治事務に關係するものでないことは、我が國法上極めて明瞭である。従つて教員の俸給を市費の支辨に移したとて、區の権限を縮少するといふ理由は寸毫もない筈である。若し斯様なことが區の権限縮少になるといふなら、小學校令も地方學事通則も義務教育費國庫負擔法も皆區の権限を縮少することになり、又之を徹底的に言へば區に對する市の補助も國庫の交付金も皆権限の縮少になると、結論せねばならぬことになるのである。

第三、區の自治美風を破壊するや否や、小學校は區の事業として多年經營しつゝあるから、教員の俸給を市費の支辨に移したり、校舍建設費を増額したりすれば區の自治美風を破壊すとは此説の骨子であるが、是は甚しき誤解である。前にも述べた如く教員の俸給其の他諸費は全部市費の支辨に移すけれども、校舍の建築其の他維持經營は、總て區に於て

之をなすことは、從來と毫も變る所はない、尤も建築費や校地購入費の如きは、全部市から補助するけれども、夫れは總て區の事業として施行するので、其の出來上つた校舎其他設備は區の財産となるのである。故に統一案を實施したからとて、區民諸君が恰も自己のものとして、之に愛著するが如き美風は、毫も減少せざるのみならず、堅牢にして永久的なる校舎と、完全なる設備とは永へに區民諸君が自己のものとして、之を讚美し愛護する標的となるのである。

之を要するに以上の反對説は、誤解若くは憶測に基いたもので、其の根據極めて薄弱と言はねばならぬ。

私は終りに臨み重ねて、我大東京市の根本問題たる義務教育の普及改善を目的とせる、今次教育統一案に對し、市民諸君の公平なる判斷を請はんとするものである。(大正十一年二月)
教育行政上の實際問題 終

大正十一年五月十日印刷
 大正十一年五月二十日發行

教育行政上の實際問題

【定價金壹圓五拾錢】

著 者 澁 谷 德 三 郎

東京市神田區小川町四十一番地

發 行 者 檜 村 喜 久 太 郎

東京市神田區松下町七番地

印 刷 者 明 治 印 刷 株 式 會 社

不 許 複 製

發 行 所

東京市神田區小川町四一
 振替東京一二三三六

敬 文 館 (電話神田
 三六七七)

終